

いて相当な理由があると認められるとき。

(6) 記録情報を、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部において利用する場合又は公的機関の求めに応じて犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持のために提供する場合において、記録情報を利用する者又は記録情報の提供を受ける者が当該利用に係る事務の目的又は当該提供を受ける事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(7) 記録情報を犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として公的機関以外の者に提供する場合において、記録情報の提供を受ける者が当該記録情報を当該目的以外の目的のためには利用しないものと認められるときその他特別な理由があると認められるとき。

第8条第4項を削り、同条第3項中「受けるもの」を「受ける者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 実施機関は、前項第4号、第5号又は第8号の規定により記録情報の収集目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号から第5号まで又は第8号の規定により記録情報の収集目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその理由を記録情報の本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、記録情報の本人に通知することにより当該利用又は提供の目的の達成に支障が生ずるものと認めるときは、この限りでない。

第8条を第5条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(オンライン結合による記録情報の提供の制限)

第6条 実施機関は、公益上必要があり、かつ、記録情報について必要な保護措置が講じられていない場合は、通信回線による電子計算組織の結合（記録情報の提供を受ける者が隨時当該記録情報を入手し得る状態にあるものに限る。以下この条において「オンライン結合」という。）により実施機関以外の者に記録情報を提供してはならない。

2 実施機関は、実施機関以外の者に対し、オンライン結合により新たに記録情報を提供しようとするとき又はオンライン結合の内容を変更して記録情報を提供しようとするときは、あらかじめ、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。ただし、実施機関である警察本部長が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として、警察庁又は他の都道府県警察に提供しようとするときは、この限りでない。

3 実施機関は、実施機関以外の者に対し、オンライン結合により記録情報を提供している場合において、当該記録情報について必要な保護措置が講じられていないものと認めるときは、当該オンライン結合による記録情報の提供の停止その他必要な措置を講じなければならない。

4 前項の措置は、原則として長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴いて講ずるものとする。

(安全性及び正確性の確保)

第7条 実施機関は、記録情報の管理に当たっては、記録情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の記録情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、記録情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに、当該記録情報の抹消（記録情報を記録した公文書の廃棄を含む。第31条及び第37条において同じ。）をしなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

3 実施機関は、記録情報の収集目的に必要な範囲内で、記録情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

第9条の見出し中「措置要求」を「措置要求等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項及び第2項本文の規定は、前項の受託者が受託した業務を行う場合について準用する。

第9条を第8条とする。

第10条の見出しを「（職員等の義務）」に改め、同条中「を取り扱う」を「の取扱いに従事する」に、「又は職員」を「若しくは職員」に、「は、その職務上」を「又は実施機関の委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して」に改め、同条を第9条とする。

第3章の章名を削る。

第9条の次に次の章名及び節名を付する。

第3章 開示、訂正及び利用中止

第1節 開示

第11条の見出しを「（開示請求権）」に改め、同条第2項中「又は」を「の法定代理人（合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。）又は」に改め、同条を第10条とする。

第12条及び第12条の2を削る。

第13条第1項中「第11条第1項又は第2項の規定により」を削り、同項第1号中「請求者」を「開示請求をする者」に改め、同項第2号中「個人情報ファイル」を「個人情報取扱事務」に改め、同条第2項中「しようとする」を「する」に、「又はその法定代理人であることを明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示」を「であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る記録情報の本人の法定代理人であること及び当該記録情報の本人が未成年者である場合でその者の同意があるときには当該同意があること）を示す書類を提示し、又は提出」に改め、同条第3項中「の規定による」を「に規定する」に、「ときは、請求者」を「ときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」に、「実施機関は、請求者」を「実施機関は、開示請求者」に改め、同条を第11条とする。

第11条の次に次の2条を加える。

(記録情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る記録情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該記録情報を開示しなければならない。

(1) 法令等に基づき開示することができない情報

(2) 開示請求者（第10条第2項の規定により法定代理人が記録情報の本人に代わって当該記録情報の開示請求をする場合にあっては、当該記録情報の本人。次号及び第4号並びに第19条第1

項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報

(6) 県並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

(7) 県又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体(イにおいて「国等」という。)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

オ 診断、相談、指導、選考、試験その他個人の評価又は判断に係る事務に関し、公正な評価若しくは判断を困難にするおそれ又は適正な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第13条 実施機関は、開示請求に係る記録情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

第35条の見出しを削り、同条中「第33条第5項」を「第46条第5項(第50条第2項において準用する場合を含む。)」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第66条とし、同条の前に次の章名、見出し及び3条を加える。

第8章 罰則

(罰則)

第63条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関の委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書の集合物(一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の記録情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものに限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第64条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た記録情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第65条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条を第62条とし、同条の前に次の章名及び4条を加える。

第7章 雜則

(適用除外)

第58条 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査(国が実施する調査に限る。)によって集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づき総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によって得られた個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)その他の法律の規定により、同法第4章の規定が適用されない記録情報については、第3章の規定は、適用しない。

(運用状況の公表)

第59条 知事は、毎年この条例の規定に基づく開示請求、訂正請求及び利用中止請求に係る運用状況を公表するものとする。

(苦情の処理)

第60条 実施機関は、実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(出資法人等の個人情報の保護)

第61条 実施機関は、出資法人等(県が出資その他の財政支出を行う法人であって、県の施策と密接な関連を有する事業を実施するものとして実施機関が定めるものをいう。)の個人情報の保護が適切になされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第5章の章名を削る。

第33条の9を第57条とし、第33条の8(見出しを含む。)中「及び審議」を削り、同条を第56条とする。

第33条の7を削り、第33条の6中「諮問」を「第38条第1項の諮問」に改め、同条を第55条とする。

第33条の5中「第33条の2第4項又は第33条の3第3項」を「第51条第4項又は第52条第3項」に改め、同条を第54条とする。

第33条の4中「第33条の2第1項」を「第51条第1項」に改め、同条を第53条とする。

第33条の3を第52条とし、第33条の2第1項及び第3項中「必要」を「不服申立ての審査を行うため必要」に、「第14条第1項又は第20条第1項の決定」を「開示決定等、訂正決定等又は利用中止決定等」に改め、同条第4項中「に係る事件」を「の審査」に改め、同条を第51条とする。

第51条の前に次の3条、章名及び1条を加える。

(審議会による意見聴取等)

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

(審議手続の公開)

第48条 審議会の行う審議の手続は、個人情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開する。

(規則への委任)

第49条 この章に定めるものほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、知事が規則で定める。

第6章 長野県個人情報保護審査会

(長野県個人情報保護審査会)

第50条 第38条第1項の規定による審査（次条において「不服申立ての審査」という。）を行うため、長野県個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）を設置する。

2 第46条第2項から第5項までの規定は、審査会について準用する。

第33条の見出しを「（長野県個人情報保護運営審議会）」に改め、同条第1項を次のように改める。

この条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議、個人情報の保護に関する事項についての実施機関からの諮詢に応じた調査審議及び個人情報の保護に関する事項についての建議を行うため、長野県個人情報保護運営審議会（以下この章において「審議会」という。）を設置する。

第33条第2項中「審査会」を「審議会」に改め、同条第3項中「学識経験」を「個人情報の保護に関し識見」に、「委嘱」を「任命」に改め、同条第5項中「審査会の」を削り、同条を第46条とする。

第46条の前に次の章名を付する。

第5章 長野県個人情報保護運営審議会

第4章の章名を削る。

第32条を第45条とし、第31条第1項中「第29条」を「第42条」に改め、同条第2項中「長野県個人情報保護審査会」を「長野県個人情報保護運営審議会」に改め、同条を第44条とする。

第30条を第43条とし、第29条を第42条とし、第28条を第41条とし、第27条を第40条とし、同条の前に次の1条及び章名を加える。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第39条 第19条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る記録情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 事業者が保有する個人情報の保護

第24条から第26条までを削る。

第23条第1項中「第14条第1項又は第20条第1項の決定」を「開示決定等、訂正決定等又は利用中止決定等」に、「ついての決定」を「ついての裁決又は決定」に改め、同項第2号中「決定で」を「裁決又は決定で」に、「第14条第1項の決定」を「開示決定等」に、「この号」を「この号及び次条」に、「第16条の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該記録情報の開示に反対の意思を表示した意見書（次項において「反対意見書」という。）」を「反対意見書」に改め、同項第3号中「決定で」を「裁決又は決定で」に、「第20条第1項の決定」を「訂正決定等」に、「に係る記録情報の全部を訂正する旨」を「の全部を容認して訂正をする旨」に、「記録情報の全部を訂正するとき」を「訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用中止決定等（利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をすることとするとき。

第23条第2項中「第33条の2」を「第51条」に改め、同項第2号中「請求者（請求者）」を「開示請求者、訂正請求者又は利用中止請求者（これらの者）」に改め、同項第3号中「第14条第1項の決定」を「開示決定等」に改め、同条第3項を削り、同条を第38条とする。

第38条の前に次の2条、1節及び節名を加える。

(事案の移送)

第29条 実施機関は、訂正請求に係る記録情報が第18条第3項の規定による開示に係るものであるときその他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第27条第1項の決定（以下この条及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(記録情報の提供先への通知)

第30条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく記録情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該記録情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用中止

(利用中止請求権)

第31条 何人も、実施機関が管理する自己の記録情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該記録情報の利用の中止、抹消又は提供の中止（以下「利用中止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第1項から第3項まで及び第8項の規定に違反して収集されたものであるとき又は第5条第1項及び第2項の規定

に違反して利用されているとき 当該記録情報の利用の中止又は抹消

- (2) 第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項の規定に違反して提供されているとき又は第5条第5項の規定による求めに応じない者に提供されているとき 当該記録情報の提供の中止
- (3) 第7条第2項本文の規定による抹消をしなければならないものであるとき 当該記録情報の抹消

2 未成年者の法定代理人(合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。)又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の利用中止の請求(以下「利用中止請求」という。)をすることができる。

(利用中止請求の方法)

第32条 利用中止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用中止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 利用中止請求に係る記録情報を特定するために必要な事項並びに利用中止請求の趣旨及び理由
- (3) その他実施機関の定める事項

2 前項の場合において、利用中止請求をする者は、自己が利用中止請求に係る記録情報の本人であること(前条第2項の規定による利用中止請求にあっては、利用中止請求に係る記録情報の本人の法定代理人であること及び当該記録情報の本人が未成年者である場合でその者の同意があるときには当該同意があること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用中止請求をした者(以下「利用中止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(記録情報の利用中止義務)

第33条 実施機関は、利用中止請求があった場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用中止請求に係る記録情報の利用中止をしなければならない。ただし、当該記録情報の利用中止をすることにより、当該記録情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用中止請求に対する措置の特例)

第34条 利用中止請求に対し、当該利用中止請求に係る記録情報の利用中止をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該利用中止請求を拒否することができる。

(利用中止請求に対する決定)

第35条 実施機関は、利用中止請求に係る記録情報の利用中止をするときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用中止請求に係る記録情報の利用中止をしないときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用中止決定等の期限)

第36条 前条各項の決定(以下「利用中止決定等」という。)は、利用中止請求があった日から起算して30日以内にしなければなら

ない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用中止決定等をすることができないときは、同項の規定にかかるわらず、利用中止請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

(記録情報の提供先への通知等)

第37条 実施機関は、第35条第1項の決定に基づく記録情報の利用中止をしたときは、当該記録情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するとともに、必要があると認めるときは、当該記録情報の利用の中止又は抹消その他の必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

2 実施機関は、第35条第1項の決定に基づく記録情報の利用中止をしたときは、その適否について、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴くものとする。

第4節 不服申立て

第21条及び第22条を削る。

第20条の見出しを「(訂正決定等の期限)」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。

第20条第1項ただし書中「前条第3項において準用する第13条第3項」を「第24条第3項」に改め、同条第2項中「の期間内に決定」を「に規定する期間内に訂正決定等を」に、「請求者」を「訂正請求者」に改め、同条第3項を削り、同条を第28条とする。

第28条の前に次の3条を加える。

(記録情報の訂正義務)

第25条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、速やかに、当該記録情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置の特例)

第26条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る記録情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る記録情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る記録情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

第19条第1項中「前条第1項の規定により」を削り、同項第1号中「請求者」を「訂正請求をする者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項及び訂正請求の趣旨

第19条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、自分が訂正請求に係る記録情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る記録情報の本人の法定代理人であること及び当該記録情報の本人が未成年者である場合でその者の

同意があるときには当該同意があること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第19条を第24条とする。

第24条の前に次の節名及び1条を加える。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第23条 何人も、実施機関が管理する自己の記録情報が事実に合致していないと考えるときは、この条例の定めるところにより、当該実施機関に対し、当該記録情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該記録情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 未成年者の法定代理人(合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。)又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

第18条を削り、第17条中「第15条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第22条とする。

第22条の前に次の1条を加える。

(他法令等による開示との関係)

第21条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る記録情報が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該記録情報については、当該同一の方法による開示を行わないものとする。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第16条を削り、第15条第1項中「前条第1項の規定により開示をすることと決定」を「開示決定を」に、「第13条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に、「当該決定」を「、当該開示決定」に改め、同条を第20条とする。

第20条の前に次の2条を加える。

(事案の移送)

第18条 実施機関は、開示請求に係る記録情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第16条第1項の

決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第19条 開示請求に係る記録情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第38条及び第39条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている記録情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている記録情報を第14条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第38条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第14条の見出しを「(開示決定等の期限)」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。

第14条第1項ただし書中「前条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項に規定する」に、「決定」を「開示決定等を」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 著しく大量の記録情報の開示請求がなされたこと等のため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る記録情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの記録情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの記録情報について開示決定等をする期限

第14条を第17条とする。

第13条の次に次の3条を加える。

(裁量的開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る記録情報に不開示情報（第12条第1号に規定する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該記録情報を開示することができる。

(記録情報の存否に関する情報)

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る記録情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該記録情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る記録情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する記録情報の収集目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第7項第2号に該当する場合における当該収集目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る記録情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る記録情報を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の場合において、開示請求に係る記録情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を併せて通知しなければならない。

第66条の次に次の1条を加える。

第67条 知事は、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく記録情報の開示を受けた者に対し、5万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条第1号の改正規定（「監査委員」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分に限る。）及び第5条の次に2条を加える改正規定（第6条第2項ただし書に係る部分に限る。） 平成18年4月1日

(審議会への意見聴取に関する経過措置)

2 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。以下この項において同じ。）は、この条例による改正後の長野県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定により長野県個人情報保護運営審議会（以下この項及び次項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない事項については、この条例の施行の日前においては、この条例による改正前の長野県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第33条第1項に規定する長野県個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）に意見を聞くことができる。この場合において、当該事項に係る旧審議会の意見があったときは、実施機関は、当該事項については、この条例の施行後において審議会の意見を聞くことを要しない。

3 実施機関である公安委員会及び警察本部長は、新条例の規定に

より審議会の意見を聴かなければならない事項については、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、審議会に意見を聞くことができる。

(処分、手続等に関する経過措置)

4 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為（旧条例第21条第1項及び第2項の申出並びに旧条例第22条第1項の再申出に係るものを除く。）は、新条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

5 この条例の施行前に旧条例第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項の規定によりなされた申出又は再申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第23条第3項中「長野県個人情報保護審議会」とあるのは、「長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年長野県条例第33号）による改正後の長野県個人情報保護条例第50条第1項に規定する長野県個人情報保護審議会」とする。

(審議会に関する経過措置)

6 この条例の施行前に旧条例第23条第1項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新条例第50条第1項に規定する長野県個人情報保護審議会（以下この項において「新審議会」という。）にされた諮問とみなし、旧条例第23条第1項又は第3項の規定により旧審議会がした審査又は審議の手続は新審議会がした審査又は審議の手続とみなす。

(守秘義務等に関する経過措置)

7 旧審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

9 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

「別表第2の2中 情報公開審議会の委員 を

「 情報公開審議会の委員 個人情報保護運営審議会の委員 に改める。」

情報公開課

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第34号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例（昭和39年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「児童」の次に「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の6第2項の規定による居宅生活支援費の支給の決定を受けた者」を加える。

第6条中「児童の保護者」を「者（その者が同項に規定する児童である場合にあつては、その者の保護者）」に改める。

第7条中「の規定」を「又は知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害福祉課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第35号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中「若しくは心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設」を「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」に、「国立療養所」を「指定医療機関」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の貸付金免除条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項に規定する修学資金の貸与の決定があった者に係る当該修学資金の償還の債務の免除については、この条例による改正後の貸付金免除条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医務課

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第36号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成5年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「方法」を「ところ」に改め、「測定可能な」を削り、「音量」を「ものとした場合における音量」に、「超える」を「超えることとなる」に改める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

警備第一課